

生商第67号

生駒市テレワーク&インキュベーションセンターICT環境再構築業務に係る
公募型プロポーザルの実施について（公告）

令和7年8月15日

生駒市長 小紫 雅史

下記業務について、公募型プロポーザル方式による受託候補者の特定をするに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

記

1 業務名

生駒市テレワーク&インキュベーションセンターICT環境再構築業務

2 委託内容及び提出書類

別添「生駒市テレワーク&インキュベーションセンターICT環境再構築業務に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 参加資格

(1) プロポーザルに参加できる者（提案者）は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- ① 公示日現在から受託候補者特定の日まで生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

- ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体において法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑦ 公示日から過去5年間に於いて国、地方公共団体や民間企業等から同種同規模業務の受注実績があり、本業務の遂行に必要な経験やノウハウを十分に有していること。
- (2) グループ又は共同企業体（以下「グループ」という。）による提案も可能とする。その場合、すべての構成団体についても参加資格（1）①～⑥をすべて満たさなければならない。また、グループの代表者は、その責任において本業務全体の進捗管理及びとりまとめ等を行うこととする。なお、グループの構成団体となった場合、別に単独又は他のグループに参加して本プロポーザルの提案者となることはできない。

5 提出期限 令和7年9月26日（金）15時まで（必着）